

令和3年第1回那須烏山市議会2月臨時会（第1日）

令和3年2月12日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時04分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

大貫厚

書記

藤田真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、改めましておはようございます。傍聴席の皆様には早朝よりお集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名全員であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回那須烏山市議会2月臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告をいたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の臨時会に当たり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

5番 福田長弘議員

6番 村上進一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（久保居光一郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日に決定をいたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（久保居光一郎） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

専決処分の内容は、令和2年11月2日午前9時15分頃、那須烏山市役所烏山庁舎駐車場において、総務課職員が運転する公用車が走行中、バックしてきた相手方車両と接触し、損害が発生した事故につきまして、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

損害賠償額は相手方車両の修理代であり、損害額5万83円に市の過失割合30%を乗じた1万5,025円を市が支払うことで和解が成立しましたので、御報告申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があれば、これを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 専決第7号の損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、ただいま提案理由の内容で状況は理解するところでありますが、公用車を運転する市側の車も走行していたと。しかし、バックしてきた相手の車両と接触事故を起こして、この事故が起きたというわけですね。それで市の過失割合は30%だと。相手方の車両の修理代として5万83円かかるけども、30%の過失割合、1万5,025円を賠償金として市が支払うということでございます。

それでは、相手方の過失割合70%、市側の車両の修理費について70%を相手方に求めるべきではないかと思うんですけども、それはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市公用車の修理費にかかる70%は、相手方の保険で対応しているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それは相手方の保険で直してもらえると、70%ね。ということは

間違いないんですね。それはどんなふうにお金が入る仕組みなんですか。修理が終わったときに相手方にこれだけかかりましたよという内容を見せて、相手方の保険屋さんのほうからお金が入るといふ仕組みなんでしょうか、このところを確認しておきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市の会計を通すことなく、保険会社同士の示談手続きによりまして、最終的にかかった費用の精算をしてございます。それで市の公用車の70%分は、相手方の保険からこちらの保険会社のほうに金額が入るといふ状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ちなみに金額は、70%は幾らになりますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市の公用車は16万6,375円かかりまして、そのうちの70%、11万6,463円が相手方からいただく金額であります。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先ほどの平塚議員の質問に関連して1つだけ確認したいんですけども、こちらが30%の負担というのは、こちら側の車両保険での解決ということでいいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほど70%で11万6,463円と申し上げましたが、その差額4万9,912円は市のほうの車両保険で対応しております。

○議長（久保居光一郎） 荒井議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、報告のとおりでありますので、御了解をお願いいたします。

◎日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について）

○議長（久保居光一郎） 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）を12月11日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

専決処分の内容は、一般会計の歳入歳出をそれぞれ981万円増額し、補正後の予算総額を149億5,808万1,000円とするものであります。

今回は、国がひとり親世帯臨時特別給付金について、基本給付金分の再支給を決定したことから、予算措置をしたものであります。

主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

民生費のひとり親世帯臨時特別給付金事業費は、児童扶養手当の支給がある世帯に対し、基本給付として一律5万円、子供2人目から1人当たり3万円を加算する給付金を支給するための経費であります。なお、今回の補正予算は、昨年8月に支給した当該給付金の再支給分であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金のひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金及びひとり親世帯臨時特別給付金事務費補助金は、当該事業に係る給付金や事務費に対する国庫補助金の所要額であります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第2号の専決処分でございますが、ひとり親世帯への臨時特別給付金ということでございまして、既に8月に給付事業が実施されたと。そして、今回、再支給するために専決処分をしたということでございますが、8月には何世帯に1人幾らの給付をされたのか。子供の人数に応じて追加分もあろうかと思いますが、それが1つ。今回のひとり親世帯臨時特別給付金については一律5万円で、子供が1人増えるたびに3万円という説明だったと思うんですが、これも併せて、同じような人数でいいのかどうか確認をしておきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 昨年8月から支給が始まりました第1次支給分につきましては、195世帯に対して1,986万円の支出がされております。今回の第2次分につきましては、前回の195件、プラス新規での該当が2件ございましたので197件になりまして、支出額につきましては1,231万円となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 1,231万円というお話でしたが、ここには980万1,000円ですよ、これ。そうすると、その差額分はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 8月から支給が始まりました第1次支給分の不用額を見まして、今回の補正額となっております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員、よろしいですか。

○17番（平塚英教） 分かりました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これ、課長、財源は全額国庫補助金ですね。給付目的について、改めて説明してくれませんか。これが1点。

それとひとり親の登録世帯ですが、これは行財政報告では516世帯の516人と記載してあったような気がするんですよ。前年度のやつですよ。それからすると、先ほどの答弁で195世帯では大分少ないなと思うんですが、この辺のところをもう1回確かめたいと思います。これが2点目です。

3点目、今回のひとり親の給付条件ですが、これは所得の有無にかかわらず給付されるのかということです。

以上です。3点についてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 事業の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、ひとり親世帯を支援するため給付金を支給するもので、全額国庫補助による国の事業となっております。

ひとり親世帯臨時特別給付金の第1次は、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方に既に支給を終えたところですが、特にひとり親世帯につきましては生活実態が依然として厳しい状態であることを踏まえて、年末年始に向け第2次として支給を実施したものです。支給額としましては、第1次と同様に、ひとり親世帯1世帯5万円と第2子以降1人につき3万

円の額となります。第1次では、収入減少世帯に対して1世帯5万円の追加給付の加算がございましたが、今回の第2次につきましては追加給付の加算はございませんでした。

内容としては以上のような形で、ひとり親世帯の数と今回の支給につきましては、あくまでも児童扶養手当が支給されている方と家計が急変した方ということになっておりますので、ひとり親でも所得が多い方につきましては支給対象となっております。

所得制限が設けてありますので、ひとり親全世界帯に支給するものではないということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 中山議員、よろしいですか。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）につ

いて

○議長（久保居光一郎） 日程第5 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ6,878万7,000円増額し、予算総額を150億2,686万8,000円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策として緊急に対処しなければならない事務事業について、補正予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まずは歳出であります。

衛生費は、感染症予防事業費として、クラスター発生を防止するとともに、さらなる感染症対策の徹底を図るため、栃木県が実施する、PCR検査の対象とならない市内の高齢者及び障がい者の訪問・通所サービス等施設の職員に対し、プール方式による唾液PCR検査を実施するための経費であります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、国、県の指示に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の体制整備を行い、16歳以上の市民を対象に適切に接種を行うための経費であります。

教育費は、成人式事業費として、市民の安全を考慮して成人式を中止したことに伴い、市を挙げて成人を祝福するとともに、市の担い手としての活躍を期待し、成人祝金を給付するための経費であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として、ワクチン接種に係る経費に対する国庫補助金であります。

なお、不足財源につきましては、普通交付税をもって措置いたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは担当課長の説明もあるかと思いましたが、それがなかったものですから、何点か質問申し上げます。

まず、ワクチン接種の関係なんですが、これは政府でも接種時期がどどんずれ込んでいるんですが、那須烏山市ではいつ頃から始める見込みだか、これが1点です。

次、場所ですが、これは何か所ぐらいを予定しているか。これが2点目の質問です。

3点目は、接種該当者への通知方法です。これはクーポン券、接種券のようなものを発行するそうですが、その中には接種希望者と望まない者がいると思うんですが、それらの対応をどうするのか、この辺についてお伺いします。

次に4点目ですが、医師の必要数、何人ぐらいお医者さんが必要なのか、それに対する確保が今のところできているのかどうかです。

それと、この予算の中の各節ごとの内容を項目別に説明していただけますか。

それともう1点です、コロナに関しまして。接種によりまして体調不良になった場合の対応です。これは約10年ぐらい前でしたか、子宮頸がんワクチンの接種により体調不良を起こしまして、国の損害賠償を求める訴訟があったことは御承知のことと思いますが、今回のワクチン接種により、例えば後遺症というのがあった場合、市はどのように対応を考えているか。

以上がまずコロナ関係です。

次、成人式についてお伺いをいたします。

成人式は大人への仲間入りをする、人生一度きりで、思い出に残る儀式でないかと私は思っております。毎年、議会議員宛ての通知、案内が来ています。私はこれまで議員になってから出席を欠かしたことがありません。

今年のコロナの状況から、成人式は県内でも大田原市と益子町は予定どおり実施しました。そのほかのさくら市、足利市、栃木市、宇都宮市、日光市、鹿沼市、この辺のところは年内に実施すると。もう既に日程も決まっているところがあります。本市は中止というふうに決定をしたわけですが、私はぜひ実施すべきでなかったかと。これは安全対策を取りながらですよ。そう考えているわけなんです。

これ市長、実はこの間、1月31日夜9時から、NHKの「問われるリーダーたちの決断～第3波に揺れる自治体～」という番組があったんです。市長は見られたかどうか分かりませんが、ここではコロナ感染拡大で、リーダーの姿について何人かの行政トップの話やなんかがあったんですが、そこでリーダーは自分で考える力と判断力が必要であると。ここは強く私、感じたんですよね。もちろんこのとおり今回の中止決断を川俣市長はされたのではないかと思います。コロナを恐れてやめるべきか、思い出に残る儀式として強行すべきか、この辺のと

ころ相当迷ったと思いますが、この辺、市長はどのように考えて最終的な決断をされたのかお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） それでは、順を追って御説明申し上げます。

まず、ワクチンの接種はいつから始めるのかということでございますが、実施期間はワクチンの供給状況にもよりますが、今のところ令和3年4月上旬から、65歳以上の高齢者から順次、接種を開始しまして、10月いっぱいまで終了することを想定に、今進めているところでございます。

次に、場所でございますが、那須烏山市の場合、集団接種を基本として実施しようと考えております。場所は、今のところ那須南病院と那須烏山市武道館の2か所で調整しているところでございます。ただし、可能な限り個別接種も行っていたらけるように、今、医師会と調整しているところでございます。

続きまして、接種券の発行でございますが、今のところワクチン接種が4月上旬から始まると仮定しますと、3月中下旬に接種券を発行しまして、その後、順次予約の受付を開始したいと考えております。

次に、医師の確保ということでございますが、それも含めまして、現在、医師会と調整しております。ただ、ほぼ協力できるお医者さんの数がそろってまいりまして、今のところ1回当たりお医者さん2名から3名で、1日当たり180人から270人程度に接種できればと考えております。

次に、項目ごとの説明ということですので、項目ごとに御説明いたします。

まず、報償費でございますが、これは予防接種していただける医師と看護師への報償金ということになります。

次に、需用費ですけれども、これは接種に係る消耗品、また予診票とか、そういったものの印刷費ということになります。

役務費でございますが、これはクーポン券とか、予診票とか、そういったものを送るための通信運搬費が主なものでございます。

委託料でございますが、これは従来のシステムにワクチン接種業務の情報を入れたりですとか、接種券を作成したりとか、あとお医者さんに個別接種を依頼した場合の委託料ということになります。

使用料につきましては、ワクチン接種の予約システム等の利用料ということになります。

最後になりますが、体調不良になった方への対応ということですが、国のほうから具体的にこういうふうに対応してくれという指示はまだございませんが、このことも含めまして、

現在、医師会と調整しているところでございます。その辺に関しましてはきちんと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） では、成人式のことについてお答えいたします。

成人式につきましては、本当に何度も検討させていただきました。会場を今までの風月から替える。そして、一度にはやらず地区分けをすとか、また午前と午後に分ける。そして、来賓を呼ばない、先生方も呼ばないとか、いろんな対処をさせていただき、挨拶も極力減らすということで、皆さん議員の方々にも来賓としての出席を今回は御遠慮してもらうように通知をさせていただきました。

記念撮影もなるべく小人数になるように、学校ごとですが、少しずつそういう対策をさせていただいたり、挨拶の中にはその後の宴会等、皆さんで集合してお食事をする場合はかなり注意を必要とするので、開かないでくださいとか、コメントを入れようといろいろさせていただきました。

まず、体温が高い方はその場で入室もいただかないようにしようとか、いろんなことを協議させていただき、なるべくやれる方向に持っていこうと対応させていただきましたが、数多くの方々からやめたほうがいいんじゃないかという御意見もいただきました。でも、中山議員がおっしゃるように、たった一度だけの思い出となることなので、なるべくは開催させてあげたいという思いでぎりぎりまで決定を延ばさせていただきました。しかし、当市においても感染者が出てまいりましたので、その中でののはどうなのかなという考えもありました。

また、地域によってはPCR検査をさせて、それでやろうというところもありましたが、PCR検査を受けても、その日ならともかく、結果が出て1週間もたっていたら再感染というか、感染する場合がありますので、保証はありません。そのためではないと思いましたが、実行委員の皆さんにも御了承いただきながら、中止という形を取りましたが、今後、思い出に残るように、皆さんから思い出の写真などを投稿していただき、それを今回は記念誌として発行させていただくよう努めていきたいと思っております。

お祝い金で済むような話ではないと思いますが、今回に限り、このような形でしかできないことを皆さんに理解してもらうことを切にこちらとしても紹介し、皆さんと共に成人を祝っているということを努めて紹介したいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 市長もやれる方法を様々検討したと。最終的には市長として苦渋の決断をされたのかなと思っておりますので、そのことはある程度理解しなければならないと思

っております。

ワクチンのことで一、二お伺いをしたいと思います。

接種場所を旧南那須では武道館としたそうですが、なぜ保健福祉センターにしなかったのか。あそこは住民の健康診断やなんかで常に使っていますが、あそこのほうがよかったのではないかと思います。武道館にした理由についてお伺いします。

それと、医師についてはこれから確保する方向、調整中ということなんです。これは開業医の方も含めて協力をお願いすると考えているのでしょうか。

以上2点について再度質問いたします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） まず、1点目のなぜ保健福祉センターにしなかったのかということなんですけども、当然、保健福祉センターということでまずは考えたんですが、来年度は大規模な空調設備の工事が入ることに、運が悪くちょうどその時期と重なってしまいまして、いろいろ検討したんですが、ワクチン接種はちょっと無理ということだったので、施設も新しく、面積的にも十分対応できますので、武道館のほうで今検討を進めているところでございます。

それと医師のほう、開業医も含めてのことかということなんです。当然開業医の皆様にも御協力をさせていただき予定になっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それで武道館と言っていましたが、まだまだ知られていませんので、図面をつけるとか、案内に配慮していただきたいと思います。

もう1点、私、今回の補正の中になかったものから、お伺いしたいんですが、指定管理者に臨時休館を要請しましたね。2つ、大金駅前のお店と山あげ会館ですね。このことを久保居議長もちょっと心配していたんですが、果たして臨時休館をする必要があったのか。さほど密になるほどの入館者はなかったのではないかと考えているんですが、それをなぜ休館に持ち込んだのか、ここらのところ、ちょっと私も理解に苦しんでいます。

それともう1点、指定管理者への減収分の補償というのは考えているのでしょうか。この辺です。

それと併せてお伺いします。これは教育長にお伺いしたいんですが、スクールバス、この春2か月運行を停止しましたが、その際の補償といたしますか、約2か月休んだんだから、委託金をマイナスするのかどうか、その辺はどう配慮したのかお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 指定管理施設の休館につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、昨年度から含めると今回で4回目ということになるんですけども、全てにおきまして感染拡大防止という観点と、県の類似施設が休館という形になっていたため、市のほうもそれに合わせた形で休館という措置を取らせていただいたところです。

それと減収分に係る補償についてですけども、そちらにつきましては基本協定の中に指定管理者と市のほうで協議するという項目がございまして、その項目に基づきまして、減収について管理者と協議したところ、特に補償はしない。その代わりに、指定管理費のほうも減額しないということで調整させていただいたところでございます。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） スクールバスの運行についてということでございますけれども、3月、4月、5月と休校いたしました。6月の後半2週間につきましては、分散登校ということで運行しましたけれども、一般会計の段階でございましたので、運行しない日については支払いはしないと。ただ、夏休みは、逆に今度は休みを短縮して運行してもらいましたので、その辺の差額分についてはお支払いしているという状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、9ページの感染症予防事業費275万円でございますが、さきの全員協議会では高齢者、障がい者施設40か所、職員約1,000名ということで、プール方式で唾液PCR検査を実施すると。1回分で、事業費は550万円を補正予算に計上するという提案であったかと思うんですが、今回それが半分の275万円になったのは、私ども28日の全協の後の29日に、県のほうが介護職員全員に抗原検査を実施すると。県全体では2万9,000人だという報道でございます。

これを踏まえて、高齢者施設の介護職員等については抗原検査をまず実施すると。入所施設ですから、それで市のほうでは、当面、通所施設ということで切り替えるというふうにしたんだらうと思われるんですけども、これについては通所施設のスタッフというんですか、職員というんですか、それは何人を予定しているのか。これについてもどういうふうにPCR検査を進めるようにしていくのか、これについての説明をもう一度お願いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費6,162万7,000円でございますが、これは先ほどの説明にもありましたように、医療従事者については県のほうが対応するというので、65歳以上の高齢者について、4月の初旬からワクチン接種をしたいという説明でありました。前の説明では9,400人ということでございます。

それで先ほどの説明では、集団接種を那須南病院と市武道館で行い、医師にも頼んで個別接

種も進めたいという話でございます。

今、いろいろ仮定の話で、本当にワクチンがスムーズに日本に来るのかどうかという問題もあって、これは非常に悩ましい論議になっちゃいますが、基本的に今の計画どおりに来るということ仮定しまして、それで簡単に言えばクーポンをお年寄り、私も年寄りですけど、に送るということで、そのクーポンに基づいて、今度はいついっか受けたいという予約申請をするわけですよね。それで、先ほどの説明では180人から270人、これは1施設ですか、それとも両方の施設というふうに考えたらいいんですかね。180人から270人というのは。

その集団接種をしたいということでございますが、今、全国的に問題になっているのは、集団接種の予約をした。しかし、実際に来ないと。こういう場合にどうするんだというのが大きな課題なんですよ。それで、ファイザー社のワクチンだと、マイナス75度で冷蔵庫で保管しているものを、一旦、通常の冷蔵庫かなんかで解凍するんですかね。そしてやるんだけど、それを1週間以内に使い切らなければならないという仕組みなんだそうですね。

そういうことを考えますと、せっかく予定していても来なかった場合には接種できないわけですよね。そういう場合には、一般の方もワクチンを受けられるような救済、そして無駄にならないような対応が、これは私は可能かどうか分からないんですけど、高齢者であってもいいし、一般の人でもいいんですけど、ワクチンが無駄にならないような予備対策を進めてもらいたいと思うんですが、その辺、特にお医者さんですね、個別接種を予定されているところも保管とか、ワクチンを送る体制とか、そういうのも非常に難しくなるのかなと予想されるんですけども、その辺は医師会とどのような協議をされているのか、取りあえずその説明をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） それでは、ただいまの平塚議員の質問に順を追って御説明していきたいと思います。

まず、PCR検査の対象者が通所及び訪問系サービス事業所になったということで、大体何人予定しているのかということですが、施設は約45施設で、500人を予定しております。ですので、予算のほうも半分にさせていただいたということでございます。

次に、実施の方法でございますが、まず具体的に申しますと、今月中旬に健康福祉課から該当する事業所に通知を差し上げまして、受検する者の名簿を病院に出していただきます。そうしますと、市で検査キットを用意しますので、今度それを事業所で取りに来ていただきまして、検査キットに唾液を取っていただいて、またそれを病院に持って行っていただくと。そうしますと、検体提出後おおむね3日ぐらいで結果が出るという流れになってございます。

次に、ワクチン接種に関しまして、先ほど大体医師2名から3名で、1日180人から

270人ということで、「それは集団接種のほうですね」の声あり) そうです。1施設でやるのか、2施設でやるのかというところなんです、この辺も今ちょっとシミュレーションしておりまして、まだはっきりは分からないところなんです、病院のほうに集中して行くと、一般の患者さんもおりますので、密になってしまう可能性がありますので、できれば2か所体制で進めていきたいと今思っているところでございます。

続きまして、ワクチン接種後、体調を崩した方の対応ということなんです、これに関しましてまだ具体的な指示が国などからも来ておりませんが、この辺の対応は当然きちんとしなければいけないので、今後、国、県、また医師会と対応を調整して、しっかり対応できるように、調整してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、県が実施する介護職員に対する抗原検査ですけども、これは市のほうでは全くノータッチで、支援するとかお手伝いするというのはないんでしょうか。それとも、県がやるものについて市のほうで協力するということになるんでしょうか。その辺の考え方をお聞かせいただきたい。

県の場合は、陽性者を確認した場合には、当該施設の入所者や職員を検査して、ほかのスタッフの感染防止対策を取ると。検査を受けた職員には、施設内で感染防止対策に関する動画を見てもらって、感染防止の対策を上げるという説明なんですけども、市が実施しようとしていますPCR検査助成事業については、保健所とのつながりをどういうふうにするのか、その辺の対策をお示しいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 県が実施するPCR検査につきましては、特に市のほうでお手伝いするということはございません。万が一、陽性者が出た場合は、これは今までと同じと、県の指導を仰ぎながら適宜対応していくことになります。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 質問ではありませんが、今やり取りがあるように、ワクチン接種問題はまだまだ未確定の要素が非常に多いわけございまして、その辺、一般質問等でもかなりいろいろやり取りがあろうと思いますが、医師会とか県とか、そういうところとも十分協議しながら、問題を起こさないような対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） コロナに関してちょっと確認したいと思うんですけど、その前に例の

成人式の件は、私の地区にも2人ほどいまして、何としてもこれは議会でちゃんと意見として出してほしいというふうに言われたので言いますけど、直前にやめたというのが一番大変だったらしいです。あとは益子町の例があったように、PCR検査をやって、感染リスクを抑えてやるという手もあったんじゃないかということも含めて、ちゃんと執行部に伝えてくださいと言われたので伝えます。受け止めてください。

コロナのほうに移りますけど、市のほうで予算を取って、その後、県のほうが追っかけてきたという話なんですけど、まず今、高齢者施設でクラスターが起きている理由は、今は発熱に関してとか、あと消毒関係も手が腐るぐらいやっていて、入ってくる余地がないぐらいだというふうに、うちの施設のスタッフに聞いてもそう言っているんですけども、それでもクラスターが起きてしまうのは、今は無症状の感染者がどうしてもつかみ切れないと。だから、いくらおでこに体温計を当てても防げないんだと。このリスクを下げるためには、PCR検査を何回もかけて抑え込むというのが今の技術の中では最善だろうということで、今回、県のほうもこういうふうに動いたわけですけども、そこで今ワクチンが10月までかかるというと、すぐには解決ができないので、1回だけで本当にいいんだろかというのをやっぱり疑問として感じるわけです。

そういうことで、2回目以降も必要があるのではないかと思うんですけども、それに関しての見解を教えてください。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） PCR検査の件ですよ。それは小堀議員がおっしゃるとおり、何回もできればそれにこしたことはないと思うんですけども、今のところは実施期間が3月までですので、2月から実施をさせていただきまして、その後は4月からワクチン接種が始まるということですので、今のところ2回目の計画は特にない状況でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ワクチンは10月までかかるんだよ。なので、1回だけやって、その後なしという考えは僕はないと思うのね。

この前、市のほうで検討していたのは、5,500円の抗原検査になるのかな、唾液で。これで550万円の予算を組んだわけですから、この金額を考えたらありませんという答えは僕は絶対ないと思うんです。だから、これは最悪でも検討します。市長、それでいいんですね。

それで、どうしてもこれだけは議員の皆さんに知ってほしいんですけども、今、栃木県もかなり減ったにしても、医療現場というか、病床がすごく逼迫している状態が続いていまして、陽性になっても入院できるところがほとんどない状態なんです。なので、東京なんかでは、高

齡化施設で入所者が陽性になったときには、その高齢者施設で面倒を見るしかないんです。うちの大きな高齢者施設では、入所者の80代とか90代のおじいちゃん、おばあちゃんがかかったのを想定して、その面倒を見るスタッフの訓練をしています。

どんな訓練かという、防護服を着て、1人では着れないんですよ。これを体験させてみたり、食事を食べさせてみたり、これをやっているのが本当につらいんだという話だったので、今、うちの市はたまたま入っていないので、1回入ってきちゃうと、どうしてもマスクを着けない時間が、お風呂に入ったり、そういうのがあると、感染は防げないということをやっているんで、ぜひこのリスクを減らすためにも、1回で、550万円をけちってやりませんなんていう答えは絶対あり得ないので、この辺、市長、よろしいですね。2回目の検討ありますよということ。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） すみません。先ほどの答弁はちょっと変更させていただきまして、令和3年度の予算にも検査費は上程する予定になってございますので、市中の感染状況を見させていただいて、その辺は検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 見ながらとか、そんなこと言わないで、そういう状況が出たときにさっと対応することを検討しますという答で、翻訳するとそういうことでいいだね。はいかノーだけでいいです。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） はい。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 7番矢板です。私は1点、成人式の事業に関して質問させていただきます。

今回、中止をしてしまったということで、記念誌やお祝い金というのはありがたいんですけども、今回、中止になってしまった若い力のエネルギーがあり余っている状況があったということで、成人式当日に着物を来て一緒に集団で写真を撮ったりとか、そういうことをなさっている方もいたみたいなんです。そのような状況を今後、コロナの発症状況にもよるんですけども、時期を改めて何か催物をするのかどうかという確認だけをさせていただきたいと思ひます。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 今御質問いただいたのは集まる機会ということだと思いますが、今、実行委員会と協議いたしております。先日の実行委員会の意向では、コロナの状況もありますが、夏頃ではちょっと心配だろうという意見もあったりしていました。年末ぐらいに学校をお借りしてという要望も出ていました。教育委員会としても学校と調整をして、そういうふうな意向に沿えるように対応してまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、各学校ということで、学校は中学校単位でよろしいのでしょうか。了解です。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 今の矢板議員と同じような質問なんですが、いつも烏山中学校と南那須中学校の2つしか出てこないんですけど、市外に通学して、よその中学校に行った人たちはいつもどこに入るのか。自分の母校がないわけじゃないですか、ここに。そういう人たちはどうなるのか。前から、僕はこのこと結構、教育長に言っているんですけど、そういった子たちはどうすればいいでしょう。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） そういった方を特別扱いしているわけではございませんし、実行委員会の中でもそういう意見は出ております。ですから、そういった方たちも含めて、集まる機会を設けたいということも付け加えさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 今度は、コロナのほうなんですが、僕の勝手な思い込みかもしれないんですが、ちょっと聞いておきたい話なんですが、市の診療所のお二人の先生方は医薬品を使わない、どちらかというとな然治癒型の先生方なんですが、この2人の先生ももちろん、今回の注射の件に関しては大賛成でやっていただけるんでしょうね。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 医師会を通じて協力を進めました。私のほうでも、市の診療所ですので、できたら協力をしていただきたいと。今お一人はできないとおっしゃっている方がいらっしゃるんですが、その辺はなるべく出てもらうように進めていきたいと思っております。また、看護師のほうも、市の職員になっておりますので、随時、なるべく出てもらうように努めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 本当は市の施設で、市からお金をもらう人たちがやらないというのは本当だったらあり得ない話だと思うんですが、ぜひとも市の職員の一員だということでリーダーシップをもって、逆に率先してやっていただきたいと思うんですが、これは要望ということでよろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決をいたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、この臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。各位の御協力大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第1回那須烏山市議会2月臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

[午前11時04分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年4月7日

議 長 久保居 光一郎

署名議員 福田 長弘

署名議員 村上 進一